**□　（振動）－２　　告示事項（振動関係）**

高岡市告示第32号

振動規制法に基づく規制する地域の指定等について

振動規制法（昭和51年法律第64号）第３条第１項の規定により特定工場等において発生する振動、特定建設作業に伴って発生する振動及び自動車が道路を通行することに伴い発生する振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域（以下「指定地域」という。）を次の１の地域を指定し、同法第４条第１項の規定により指定地域の特定工場等において発生する振動の規制基準を次の２のとおり定め、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「施行規則」という。）別表第１付表第１号の規定による区域を次の３のとおり指定し、施行規則別表第２備考１及び備考２の規定により区域及び時間を次の４のとおり定め、平成24年４月１日から施行する。

なお、関係詳細図面は、高岡市生活環境部地域安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年４月１日

高岡市長　髙橋　正樹

１　指定地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第２章の規定による都市計画に定められている同法第８条第１項第１号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、都市計画法第８条第１項第７号に掲げる風致地区を除く。

２　指定地域の特定工場において発生する振動の規制基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域の区分 | 左 記 の 区 分 に 対 応 す る 規 制 基 準 | |
| 昼間（午前８時から午後７時まで） | 夜間（午後７時から翌日の午前８時まで） |
| 第１種区域 | 60デシベル | 55デシベル |
| 第２種区域(1) | 65デシベル | 60デシベル |
| 第２種区域(2) | 70デシベル | 65デシベル |
| 次に掲げる区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準から５デシベルを減じた値とする。  (1) 第１種区域又は第２種区域(1)及び第２種区域(2)内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第２条第１項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第５条の３に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域  (2) 第１種区域に接する第２種区域(2)の当該接する境界線から当該第２種区域(2)内へ50メートルの範囲内の区域（(1)に掲げる区域を除く。） | | |

備考

１　第１種区域、第２種区域(1)及び第２種区域(2)とは、前項の指定地域のうち次に掲げる区域をいう。

(1) 第１種区域　都市計画法第８条第１項第１号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

(2) 第２種区域(1)　都市計画法第８条第１項第１号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに別図に区画した区域

(3) 第２種区域(2)　都市計画法第８条第１項第１号に掲げる工業地域

３　施行規則別表第１付表第１号の区域

(1) 前項の第１種区域、及び第２種区域(1)

(2) 前項の第２種区域(2)のうち、当該区域内に所在する学校教育法第１条に規定する学校、児童福祉法第７条第１項に規定する保育所、医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第２条第１項に規定する図書館並びに老人福祉法第５条の３に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域

４　施行規則別表第２備考１の区域及び同表備考２の時間

(1) 区域

ア　第１種区域　第２項の第１種区域

イ　第２種区域　第２項の第２種区域(1)及び第２種区域(2)

(2) 時間

ア　昼間　午前８時から午後７時まで

イ　夜間　午後７時から翌日の午前８時まで

別図　振動規制法に基づく指定地域の区域表示図



高岡市告示第72号

振動規制法に基づく規制する地域の指定等についての一部改正について

振動規制法に基づく規制する地域の指定等について（平成24年４月１日高岡市告示第32号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年４月20日

高岡市長　髙橋　正樹

２の表(1)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

備考３の(2)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。